

議案第2号

日野町議会委員会条例の一部改正について

日野町議会委員会条例の一部改正について、地方自治法第112条及び日野町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年1月16日提出

提出者 日野町議会議員 小谷博徳

賛成者 日野町議会議員 安達幸博

賛成者 日野町議会議員 佐々木求

賛成者 日野町議会議員 松原直人

賛成者 日野町議会議員 松本利秋

日野町議会委員会条例の一部を改正する条例

日野町議会委員会条例（昭和45年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別委員会の設置) 第5条 略 2 略 3 <u>特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間兼任する。</u>	(特別委員会の設置) 第5条 略 2 略
(委員の選任) 第6条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下、「委員」という。）の選任は、議長の指名による。</u> 3 略 4 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。 5 略	(委員の選任) 第6条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中において、補欠選挙により当選した議員（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、議長が指名することができる。</u> 2 略 3 議長は、常任委員の申出があるときは、 <u>会議に諮って</u> 当該委員の委員会の所属を変更することができる。 4 略
(委員長、副委員長及び委員の辞任) 第11条 略 2 <u>委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。</u>	(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任) 第11条 略 2 <u>議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。</u>

別表（2条関係）
(1)及び(2) 略
(3) 議会広報常任委員会 6人
議会広報及び広聴の実施に関する事項。

別表（2条関係）
(1)及び(2) 略

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条に規定する公布の日から起算して 6 月を越えない範囲において政令で定める日から施行する。ただし、別表（2条関係）(3)については、平成 25 年 5 月以降の選任の日からとする。